

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 長嶋工業有限会社
- (2) 代表者氏名 代表取締役 長富 和義
- (3) 所在地 山口市小郡金堀町 3 番 1 0 号

- 2 指名停止措置期間 令和 7 年 1 0 月 2 1 日から
令和 8 年 1 月 2 0 日まで（3 カ月）

3 事案の概要

長嶋工業有限会社は令和 7 年 9 月 2 6 日に山口市が執行した令和 6 年度山口漁港泊地浚渫整備工事に係る入札について、落札したにも関わらず自社施工が困難である工種について、下請業者の確保ができないとして契約を辞退した。

4 指名停止措置理由

長嶋工業有限会社は令和 7 年 9 月 2 6 日に山口市が執行した令和 6 年度山口漁港泊地浚渫整備工事に係る入札について、落札したにも関わらず契約を締結しなかったため「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の 3 0（契約締結拒否）により指名停止します。

「指名停止等措置要領別表」

措置要件	期間
(契約締結拒否) 3 0 市契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。	当該認定をした日から 3 カ月以上 9 カ月以内